

本会議から付託された議案12件及び陳情1件を審査するため、平成26年9月9日に厚生委員会を開催しました。

議案第53号 総社市保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について

～内容～

子ども・子育て支援法の規定により、保育の必要性の認定基準を定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：保育の必要性の認定基準が緩和されるが、どの程度認定者が増えると想定しているか。

答：来年4月からは保護者の就労状況のみで認定されることになり、同居の祖父母の保育能力が問われなくなる。このことから、かなり認定者が増えるかもしれない。

問：認定を受ける人は保育所への入所を希望されると思うが、入所見込みの想定はどうか。

答：子ども・子育て会議では、今後5年間で保育量が90人足りないと見込んでいる。ニーズは増えてくると予測され、90人という数字は、毎年見直しをする予定であるので、会議の中で議論していきたい。

議案第54号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

～内容～

児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：市内には、家庭的保育事業、小規模保育事業に認可できるような保育所はあるか。

答：市内に無認可の保育所が3園あるが、定員が20人以上で、この小規模保育事業には該当

しない。また事業所内保育所も病院内の保育所などが3園あるが、現時点では従業員以外の子どもを預かっているとは聞いていない。現在のところは該当しない。

問：外部の者による評価を受けなければならないとあるが、具体的にどのようなものか。

答：具体は決まっていないが、外部の者とは、地域の住民や児童委員、愛育委員などが想定され、保育所の保育の質を評価していく。

議案第55号 総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

～内容～

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：利用者が50人以下と規定されているが、超える場合はどのように対応していくのか。

答：国では学童保育を新たに設置する場合は、学校の施設を活用したり、放課後子ども教室と一体的運営をしたりするよう指針を出している。利用者が増えてきた場合は、そういった方策を検討していきたい。

問：指導員の手当が安価だが、当局では把握しているか。

答：運営委員長会議等の中でも、そういった話もあり把握している。手当については運営委員会が決定することであるが、なるべく賃金の引き上げをお願いしている。

議案第56号 総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

～内容～

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、必要な事項を定めようとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第57号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

～内容～

待機児童の出ている放課後児童クラブにおいて、待機児童の解消を目的として定員を増やすため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

議案第59号 総社市一般会計補正予算（第4号）

～内容～

一般廃棄物最終処分場建設に係る造成工事費、・おたふくかぜワクチンの助成対象者を拡大する経費、私立保育所の定員を増員するための増築に係る施設整備事業補助金経費等の補正が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：私立保育所の施設整備助成が、『あのね保育園』に決定したいきさつはどうか。

答：子ども・子育て会議で90人の保育事業を満たしていかなければならないとされている。その一つの方法で、現存の私立保育所の定員を増やすのはどうかという意見があった。保育協議会で打診し、『あのね保育園』から30人の定員増加の申し出があったので、安心こども基金を活用できるよう、県と調整をしているところである。

問：一般廃棄物最終処分場の工事請負費 7億8千万円が減額補正されているが、理由は何か。

答：昨年度実施設計書を作成し、それを基に工程を精査した。現処分場の横に新処分場を建設予定で、新処分場の造成残土を現在の処分場に最終の覆土として使用しようとする事、また、残土を新処分場の覆土として活用する置き場を確保するため、整地場所等を考えていく中で工程が延びたということが原因の一つである。

議案第60号 平成26年度総社市介護保険特別会計補正予算（第2号）

～内容～

前年度の事業費の確定に伴う補正が主なもの。

～結果～

質疑，討論もなく，全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

認定第2号 平成25年度総社市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について

～内容～

平成25年度総社市国民健康保険特別会計決算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で**認定**すべきであると決定。

～質疑～

問：今後、国民健康保険税の引き上げを行うのか、法定内繰入を行うのか。

答：このままの状況だと基金はなくなる。平成29年度から国民健康保険の都道府県単位化が決まっている。財政運営は県で、賦課徴収と保健事業は市で、と方針が出ているが具体的の方針はこれからで、県で検討している。状況を見ながら決めていく。

認定第3号 平成25年度 総社市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について

～内容～

平成25年度総社市後期高齢者医療特別会計決算について審査した。

～結果～

質疑，討論もなく，採決の結果，全員一致で**認定**すべきであると決定。

認定第4号 平成25年度総社市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定について

～内容～

平成25年度総社市介護保険特別会計決算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**認定**すべきであると決定。

～質疑～

問：第三者行為に基づく損害賠償納付金とは何か。

答：交通事故等が原因で認定を受けている人の給付費が損害賠償保険から支払われるものである。

意見第1号及び意見第2号 人権擁護委員の候補者の推薦 に関する意見を求めることについて

～内容～

本市推薦の人権擁護委員の任期が平成26年12月31日で満了することに伴い、後任の候補者を推薦しようとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**推薦に同意**すべきであると決定。

陳情第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

～請願内容～

手話言語法の制定を関係機関に働きかけるよう求めるもの。

～結果～

「手話は、ろう者にとって大切なコミュニケーションの手段である」との理由から、全員一致で**採択**とすべきであると決定。

一般会計決算審査特別委員会から分担された部分を審査するため、9月9日に厚生分科会を開催しました。

認定第1号 平成25年度総社市一般会計歳入歳出決算認定

～結果～

次のような審査の結果、本分科会に分担された部分については、全員一致で認定すべきであると取りまとめることに決定。

～質疑～

問：生活保護費の近年の動向はどうか。
答：年々増加している。
問：予防費のうち役務費の不用額が生じているのはなぜか。
答：子宮頸がんワクチン接種の積極的な勧奨を中止したことによる。
問：環境学校の成果はどうか。
答：富士山の清掃活動など実体験に基づく話をしてもらい、子どもたちには、不法投棄への関心が高まっている。
問：住宅新築資金貸付金元利収入の未収が多いがどうか。
答：生活保護者などがおり、努力してこの程度しか回収できない。回収率の上昇は見込めない。